

児童扶養手当額が改正されました

児童扶養手当は、母子家庭などの生活の安定と児童の健全育成のための手当です。消費者物価指数の変動により、4月から児童扶養手当額が次のとおり改正されました。

	平成23年3月まで（1カ月当たり）	
区分	児童1人の場合	児童2人の場合
全部支給	41,720円	46,720円
一部支給	9,850円～41,710円	14,850円～46,710円



	平成23年4月以降（1カ月当たり）	
区分	児童1人の場合	児童2人の場合
全部支給	41,550円	46,550円
一部支給	9,810円～41,540円	14,810円～46,540円

児童3人目以降は、1人につき3,000円が加算されます。

一部支給手当額の計算方法（10円未満四捨五入）

【児童1人の場合】

手当額 = 41,540円 - (受給者の所得額 - 全部支給額の所得制限限度額) × 0.0184162

【児童2人の場合】

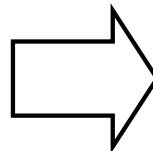
手当額 = 46,540円 - (受給者の所得額 - 全部所得額の所得制限限度額) × 0.0184162

問い合わせ先 住民福祉課社会福祉係 ☎(48)1111 (内226)

障害者手当額が改正されました

障害者手当は、重度の障害を有する在宅の障害者および障害児のための手当です。消費者物価指数の変動により、4月から障害者手当額が次のとおり改正されました。

	平成23年3月まで （1カ月当たり）	平成23年4月から （1カ月当たり）	
特別障害者手当（A級）	33,530円	33,430円	
	（B級）	27,530円	27,430円
	（C級）	26,440円	26,340円
障害児福祉手当（A級）	21,540円	21,490円	
	（B級）	15,540円	15,490円
	（C級）	14,380円	14,330円
経過的福祉手当（A級）	21,540円	21,490円	
	（B級）	15,540円	15,490円
	（C級）	14,380円	14,330円
特別児童扶養手当（重度）	50,750円	50,550円	
	（中度）	33,800円	33,670円



問い合わせ先 住民福祉課社会福祉係 ☎(48)1111 (内226)